

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

CODEX STAN 1-1985 (Rev. 1-1991)

FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 2005 (English edition)
© Government of Japan, 2008 (Japanese edition)

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

CODEX STAN 1-1985 (Rev. 1-1991)¹

1 範囲

本規格は、消費者への提供又はケータリングとしての提供を目的とする全ての包装食品の表示及びその提示に関する一部に適用する。

2 用語の定義

本規格において、

「**強調表示**」とは、ある食品がその原産地、栄養特性、性質、加工、組成又はその他の品質に関して特色を有することを明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。

「**消費者**」とは、各人の要求を満たすために、食品を購入し受領する個人及び家族をいう。

「**容器**」とは、食品全体を封入するか部分的に封入するかに関わらず、食品を単一品目として配送するための包装資材を含むあらゆる包装をいう。なお、消費者に提供される際に、一つの容器が、複数の単位又は種類の包装を含む場合がある。

包装食品の日付表示の使用において、

「**製造日**」とは、当該食品が付してある表示の記載通りの製品となる日付をいう。

「**包装日**」とは、食品が最終的に販売される際の直接容器に、当該食品を入れる日付をいう。

「**販売期限**」とは、消費者に販売される最終の日付をいい、その後も家庭において十分な保存期間が残されているものとする。

「**賞味期限**」とは、付してある表示に記載された保存条件下において、製品が十分に販売可能であり、黙示的又は明示的に強調表示された特定の品質を保持し得る期限を示す日付をいう。ただし、この日付を過ぎても、当該食品が引き続き全く問題のない状態である場合がある。

¹ 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格は、1981年に開催された第14回コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）総会にて採択され、その後1985年及び1991年に開催された第16回及び第19回総会において改訂された。この一般規格は、1999年、2001年、2003年及び2005年における第23回、第24回、第26回及び第28回総会によって修正された。

「消費期限」(推奨最終消費期限、有効期限)とは、記載された保存条件下においてその期限を過ぎると、消費者が当該製品に対して通常期待する品質特性が失われるであろうと考えられる期限を示す日付をいう。この日付を過ぎると、当該製品は販売不可能と見なすべきである。

「食品」とは、加工品、半加工品及び非加工品に関わらず、人間の消費向けのあらゆる物質をいう。これには飲料やチューインガムの他、「食品」の製造、調整又は処理において使用されたあらゆる物質が含まれるが、化粧品、タバコ又は薬剤としてのみ使用される物質は含まれない。

「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的(感覚的な目的を含む)で食品に意図的に添加した結果、(直接的又は間接的に)当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質をいう。なお、食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。

「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。

「ラベル」とは、食品容器の表面に記載、印刷若しくは型枠による刷り込み、印付け、浮き出し加工若しくは押印したもの又は食品容器に添付されている、あらゆる札、商標、標章、絵入り若しくはその他の説明物をいう。

「表示」とは、販売又は処分を促進する目的でなされたものを含む、ラベル上にあるか、食品に添付されているか若しくは食品の近傍に掲示されているあらゆる記載、印刷物又は図をいう。

「ロット」とは、本質的に同じ条件下で製造された製品のある決まった量をいう。

「包装済み」とは、消費者への提供若しくはケータリング目的での提供ができるように、包装又は事前に容器内に封入されていることをいう。

「加工助剤」とは、装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費されることのない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目

的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。ただし、「加工助剤」を使用することで、意図的ではないが、その残渣又は派生物が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。

「**ケータリング目的の食品**」とは、食品を直ちに消費するために提供する、レストラン、食堂、学校、病院及びそれに類する施設において利用される食品をいう。

3 一般原則

3.1 包装食品は、いかなるラベル若しくは表示において、虚偽の、誤認させる若しくは欺くような方法により、又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載若しくは提示されてはならない。²

3.2 包装食品は、いかなるラベル上若しくは表示において、当該食品と混同される可能性のある他の製品に言及する若しくは直接的若しくは間接的にそうした製品を示唆する語句、絵、又は当該食品がそのような他の製品と関係があるかの如く購入者若しくは消費者を惑わせるような方法によって、記載又は提示されてはならない。

4 包装食品の義務的表示

個別のコーデックス規格において、別途、明示的に規定されている場合を除き、包装食品の表示においては、表示が施されている食品について以下の情報を示さなければならない。

4.1 食品の名称

4.1.1 名称は食品の本質を示すとともに、通常具体的でなければならない、総称的であってはならない。

4.1.1.1 ある食品について、コーデックス規格で一つ又は複数の名称が定められている場合、それらの名称のうち少なくとも一つを使用しなければならない。

4.1.1.2 その他の場合については、各国の法律で規定された名称を使用しなければならない。

4.1.1.3 このような名称が存在しない場合、消費者に誤認又は混乱を与えない適切な記述用語として一般的に使用されている「一般名」又は「慣用名」のいずれかを使用しなければならない。

4.1.1.4 上記の4.1.1.1から 4.1.1.3までに定められている名称の一つとともに用いられる場合にあっては、「造語」、「架空」、「銘柄」の名称、又は「商標」を用いることが

² この一般規格で言及している記述又は提示の例は、強調表示に関する一般ガイドラインで示されている。

できる。

4.1.2 当該食品の本質及び物理的状态に関し、消費者の誤認若しくは混乱を回避するために必要な追加の語句又は文言を、当該食品の名称と共に若しくは近傍に表示しなければならない。当該食品の本質及び物理的状态とは、充填媒体の種類、形式及び施された処理（例えば「乾燥」、「濃縮」、「還元」、「薫製」）の条件又は種類等を含む。

4.2 原材料一覧

4.2.1 当該食品のラベルに単一の原材料から成る食品を除いて、原材料一覧を表示しなければならない。

4.2.1.1 原材料一覧の冒頭に、「原材料」という用語から成る又は「原材料」という用語を含む適切な表題を置かなければならない。

4.2.1.2 全ての原材料は、当該食品の製造時における原材料に占める重量の多いものから順に、記載しなければならない。

4.2.1.3 二種類以上の原材料から成る製品であって、原材料として用いられるものを複合原材料という。複合原材料については、その原材料を重量の重いものから順に、複合原材料のすぐ後に括弧を付して表示する場合には、原材料一覧中に複合原材料として明記することができる。複合原材料（コーデックス規格又は各国の法律においてその名称が規定されているもの）が当該食品の構成割合の5%に満たない場合は、その原材料を表示する必要はない。ただし、最終製品において技術的機能を発揮している食品添加物にあつては、この限りでない。

4.2.1.4 以下に掲げる食品及び原材料は、過敏症の原因となることが知られており、常に表示しなければならない。³

- ・グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、えん麦、スペルト小麦又はこれらの交雑種及びこれらの製品）
- ・甲殻類及びその製品
- ・卵及び卵製品
- ・魚類及び水産製品
- ・ピーナツ、大豆及びその製品
- ・乳及び乳製品（乳糖を含む）
- ・木の実及びナツ製品
- ・濃度が10 mg/kg 以上である亜硫酸塩

4.2.1.5 添加された水分は、複合食品に使用され、さらに、原材料一覧に表示されてい

³ 本一覧への追加又は削除は、コーデックス食品表示部会がFAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会（JECFA）の与える助言を考慮し、検討を行う。

る塩水、シロップ又はだし汁などの原材料の一部を成している場合を除き、原材料一覧に表示しなければならない。また、製造過程で蒸発した水分又はその他の揮発性成分は表示する必要はない。

4.2.1.6 本章の一般規定に代わるものとして、水のみを追加し還元することを意図した脱水食品又は濃縮食品においては、「ラベルの指示に従って調理した場合の本製品の原材料」などの記載を含むのであれば、還元した製品の割合順に、その原材料を列記することができる。

4.2.2 バイオテクノロジーによって得られた食品又は原材料中に、4.2.1.4に列記されたいずれかの食品から移転したアレルゲンが存在している場合には、その旨を表示しなければならない。

アレルゲンの存在に関する十分な情報を表示によって与えることが不可能な場合は、アレルゲンを含有している食品を販売すべきでない。

4.2.3 以下に掲げる場合を除き、原材料一覧に含まれる原材料については、4.1（食品の名称）の規定に従い、具体的な名称を用いなければならない。

4.2.3.1 4.2.1.4に列記された原材料を除き、また、一般的な分類名がより有益な情報を提供すると考えられる場合以外は、以下の分類名を用いることができる。

分類の名称	分類名
オリーブ以外の精製油	「硬化」又は「部分硬化」という用語を付し、「植物性」又は「動物性」という用語を伴う「油」
精製脂肪	「植物性」又は「動物性」という用語を伴う「脂肪」
でん粉（化学的な処理を施した加工でん粉を除く。）	「でん粉」
その魚が別の食品の原材料を構成しており、かつ、そのような食品の表示及び提示において特定の魚種が言及されていない場合の全ての種類の魚類	「魚」
その家禽肉が別の食品における原材料を構成しており、そのような食品の表示及び提示において特定の家禽肉の種類が言及さ	「家禽肉」

CODEX STAN 1

れていない場合の全ての種類の
家禽肉

そのチーズ又は混合チーズが別
の食品における原材料を構成し
ており、そのような食品の表示
及び提示において特定のチーズ
の種類が言及されていない場合
の全ての種類のチーズ

「チーズ」

食品中において単独又は組み合
わせによる重量が2%を超えな
い、全ての香辛料及び香辛料抽
出物

「香辛料（単数）」、「複数の香
辛料」又は「混合香辛料」

食品中において単独又は組み合
わせによる重量が2%を超えな
い、全てのハーブ及びハーブの
一部

「ハーブ」又は「混合ハーブ」

チューインガム用ガムベースの
製造で使用される、全ての種類
のガム製剤

「ガムベース」

全ての種類のショ糖

「砂糖」

無水デキストロース及びデキシ
トローサー水和物

「デキストロース」又は「グルコ
ース」

全ての種類のカゼイン塩

「カゼイン塩」

乳タンパク

乾燥重量割合で乳タンパクを最低
50%含有する乳製品*

加圧、圧搾又は精製されたココ
アバター

「ココアバター」

食品重量の10%を超えない全て
の砂糖漬け果物

「糖果」

* 乳タンパク含有量の計算：ケルダール法による窒素量 × 6.38

4.2.3.2 4.2.3.1の規定に関わらず、豚脂、ラード及び牛脂については、その特定の名称を常に表示しなければならない。

4.2.3.3 以下の各分類に該当し、食品への使用が一般的に許可されている食品添加物の一覧に掲げられている食品添加物については、以下に掲げた分類名を、国内法で求められる特定の名称又は識別番号と併せて用いなければならない。⁴

- | | |
|----------|--------|
| ・ pH調整剤 | ・ 調味料 |
| ・ 酸 | ・ 発泡剤 |
| ・ 固結防止剤 | ・ ゲル化剤 |
| ・ 消泡剤 | ・ 光沢剤 |
| ・ 酸化防止剤 | ・ 保水剤 |
| ・ 増量剤 | ・ 防腐剤 |
| ・ 着色剤 | ・ 噴出剤 |
| ・ 保色剤 | ・ 膨張剤 |
| ・ 乳化剤 | ・ 安定剤 |
| ・ 乳化塩 | ・ 甘味料 |
| ・ 固化剤 | ・ 増粘剤 |
| ・ 小麦粉処理剤 | |

4.2.3.4 以下の分類名は、以下の各分類に該当し、食品への使用が一般的に許可されている食品添加物の一覧に掲げられているものについて用いることができる。

- ・ 香料及び着香料
- ・ 加工でん粉

「香料」という表現は、必要に応じ、「天然の」、「天然と同じ」、「人工の」又はこれらの用語の組み合わせを追加することができる。

4.2.4 加工助剤及び食品添加物のキャリーオーバー

4.2.4.1 食品添加物を用いた原料又はその他原材料を使用した結果、相当量又は食品中で技術的な機能を発揮するのに十分な量が当該食品中にキャリーオーバーされた場合は、当該食品添加物を原材料一覧に含めなければならない。

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、4.2.1.4に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

⁴ 本規格を受諾する政府において、国内で適用される要件を示すべきである。

4.3 正味量及び固形量

4.3.1 正味量は、メートル法（S I「国際単位系」）で表示しなければならない。⁵

4.3.2 正味量は、以下の方法によって表示しなければならない。

- (i) 液状食品の場合は、容量。
- (ii) 固形食品の場合は、重量。
- (iii) 半固形又は粘性のある食品の場合は、重量か容量のいずれか。

4.3.3 液体媒体で充填された食品は、正味量を表示することに加え、当該食品の固形量をメートル法によって表示しなければならない。ここで、液体媒体とは、水、砂糖水及び食塩水、果物及び野菜缶詰の場合のみ果実及び野菜ジュース又は食酢であって、単独の又はこれらを組み合わせたものをいう。⁶

4.4 名称及び所在地

当該食品の製造者、加工包装業者、流通業者、輸入業者、輸出業者又は販売業者の名称及び所在地を表示しなければならない。

4.5 原産国

4.5.1 原産国の省略が消費者を誤認させる又は欺く恐れのある場合は、当該食品の原産国を表示しなければならない。

4.5.2 ある食品が当該性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示上は、当該加工が施された国を原産国として表示しなければならない。

4.6 ロット識別

各容器は、生産工場やロットを識別できるよう、コード番号又は明文で浮き出し加工を施すか若しくは容易には消えない方法で表示しなければならない。

4.7 日付表示及び保存方法

4.7.1 個別のコーデックス規格において別段の定めがない場合においては、以下の日付表示を適用しなければならない。

- (i) 「賞味期限」を表示しなければならない。
- (ii) 「賞味期限」は、少なくとも以下のものから構成されていなければならない。
 - 3ヵ月以下の賞味期限を有する製品については、日及び月
 - 3ヵ月を超える賞味期限を有する製品については、月及び年。その該当月が12月である場合、年を表示すればよい。
- (iii) 日付については、以下の文言により表示しなければならない。

⁵ 正味量の表示は、包装時の量を示し、平均的な量管理システムを基準として行うものとする。

⁶ 固形量の表示は、平均的な量管理システムを基準として行うものとする。

- 日付を表示する場合は「賞味期限...」
 - それ以外の場合は「賞味期限...末」
- (iv) (iii)に規定する文言には以下を表示しなければならない。
- 日付、又は
 - 日付の記載位置への参照。
- (v) 日、月及び年は、コード化されていない数列で表示しなければならない。なお、月に関しては、その使用が消費者を混乱させることのない国においては、文字で表わすことができる。
- (vi) 4.7.1 (i)の規定に関わらず、以下については「賞味期限」の表示を求めてはならない。
- 生鮮果実及び野菜（皮むき、切断及びこれらに類する処理がされていない馬鈴薯を含む）
 - ワイン、リキュールワイン、発泡ワイン、着香ワイン、果実ワイン及び発泡果実ワイン
 - アルコール含有量10%（容量%）以上の飲料
 - パン屋又は菓子屋の製品で、その内容物の特性から、通常、製造後24時間以内に消費されるもの
 - 食酢
 - 食塩
 - 固形糖
 - 着香又は着色した砂糖を含む菓子製品
 - チューインガム

4.7.2 「賞味期限」に加え、この期限の有効性が保存状態に依存する場合は、当該食品の保存に関する特別な条件をラベルに表示しなければならない。

4.8 使用上の注意

還元等の「使用上の注意」は、食品が確実に正しく使用されるために、必要に応じて、ラベルに付さなければならない。

5 追加義務表示要件

5.1 原材料の量的表示

5.1.1 食品の表示が、価値がある若しくは特徴的な一つ以上の原材料の含有について特に強調している場合、又は当該食品の説明が同様の効果を持つ場合については、製造時に投入される当該原材料の割合を表示しなければならない。

5.1.2 5.1.1と同様に、食品の表示が、一つ以上の原材料の含有量の低さを特に強調している場合は、最終製品中の当該原材料の割合を表示しなければならない。

5.1.3 食品の名称に特定の原材料が含まれることは、強調表示には当たらない。また、食品の表示において少量で香料としてのみ用いられる原材料を含むことは、強調表示には当たらない。

5.2 照射食品

5.2.1 電離放射線で処理された食品のラベルは、処理したことを示す文言が当該食品名に近接して添付されていなければならない。また、以下の国際食品照射記号の使用は任意であるが、これを使用する際には、当該食品名に近接して添付しなければならない。



5.2.2 照射された製品を他の食品中の原材料として使用する場合は、原材料の一覧にその旨を表示しなければならない。

5.2.3 単一原材料による製品が照射された原料から作られる場合は、当該製品のラベルはその処理を示す文言を含まなければならない。

6 義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10 cm²未満の小さな食品については、4.2及び4.6から4.8までの要件の適用を除外できる。

7 任意表示

7.1 本規格の義務的要件並びに3「一般原則」で規定している強調表示及び欺くことに関する要件に抵触しないものである場合は、記載、印刷されたあらゆる情報若しくは絵柄又は図柄を表示することができる。

7.2 格付表示を用いる場合、当該表示は容易に理解することができるものとし、誤認を招くものや欺くものであってはならない。

8 義務的情報の提示

8.1 概要

8.1.1 包装食品におけるラベルは、容器から分離することのない方法で貼付されなければならない。

8.1.2 本規格、その他あらゆるコーデックス規格に基づきラベル上に表示されることが求められている文言は、通常の購入及び使用条件において、明確で、目立ち、消えることなく消費者が容易に判読できるものでなければならない。

8.1.3 容器が包装材によって被包される場合、当該包装材には必要な情報が付されていなければならない。若しくは当該容器表面のラベルが外側の包装材を通して容易に判読できなければならない。又はそうした包装材によってラベルが不明瞭となつてはならない。

8.1.4 食品の名称及び正味量は、目立つ位置に、同時に視野に入るように表示しなければならない。

8.2 言語

8.2.1 元のラベル上における言語が、当該製品が意図する消費者に受け入れられない場合、再表示を行なう代わりに、義務的表示に関する情報を含んだ要求される言語で記載された補足ラベルを使用することができる。

8.2.2 再表示又は補足ラベルのいずれの場合においても、提供する義務的情報は、元のラベルの情報を完全に、正確に反映しなければならない。

強調表示に関するコーデックス 一般ガイドライン

CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991)

FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 1991(English edition)
© Government of Japan, 2008 (Japanese edition)

強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン

CAC/GL 1-1979 (Rev. 1-1991)¹

1 範囲及び一般原則

1.1 本ガイドラインは、当該食品が個別のコーデックス規格の対象であるか否かに関わらず、食品に対してなされる強調表示に関するものである。

1.2 本ガイドラインは、いかなる食品も、虚偽の、誤認させる若しくは欺く方法により又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載又は提示されてはならない、という原則に基づいている。

1.3 食品を販売する者は、当該食品への強調表示の妥当性を実証できなければならない。

2 定義

本ガイドラインにおいて、強調表示とは、ある食品がその原産地、栄養特性、性質、生産、加工、組成、その他の品質に関して特色を有することを、明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。

3 禁止される強調表示

以下の強調表示については禁止すべきである。

3.1 「ある食品が全ての必須栄養素を十分に供給する」と明示する強調表示。ただし、十分に定義された製品で、コーデックス規格がそのような強調表示を許容している場合、又は関係当局が当該製品を全ての必須栄養素の十分な供給源として容認した場合を除く。

3.2 「バランスの取れた食事又は通常の商品では、十分な量の全栄養素が供給されない」との内容を暗示している強調表示。

¹ 「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」は、1979年に開催された第13回コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）総会において採択された。本ガイドラインの改訂版は、1991年に開催された同委員会の第19回総会で採択された。本ガイドラインは、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の全ての加盟国及び準加盟国に対し助言的文書として回付されており、その活用方法については各国政府の判断に委ねられている。

3.3 実証できない強調表示。

3.4 下記に該当する場合を除き、疾病、障害又は特別な生理学的状態の予防、緩和、処置又は治療における使用への適合性に関する強調表示。

- (a) 「栄養・特殊用途食品部会」の所掌範囲に含まれる食品に関するコーデックス規格又はガイドラインの規定に従っており、本ガイドラインが規定する原則に従っている場合。

又は、

- (b) 該当するコーデックス規格又はガイドラインが存在しない場合であって、当該食品が流通している国の法律によって許可されている場合。

3.5 類似する食品の安全性について疑念を引き起こし得るような強調表示、又は消費者の不安感をかきたてる若しくはそうした不安感に付け入るような強調表示。

4 誤認させる恐れのある強調表示

以下は、誤認させる恐れのある強調表示の例である。

4.1 不完全な比較表現や最上級表現を含む無意味な強調表示。

4.2 「健全な (wholesome)」、「健康に良い (healthful)」、「安全な (sound)」などの適正衛生規範に関する強調表示。

5 条件付き強調表示

5.1 以下の強調表示については、各々に対して付された特別な条件に従うものであれば認められる。

- (i) ビタミン、ミネラル及びアミノ酸といった栄養素の添加により、栄養価が高められた又は特別な栄養価が得られたとの表示は、そうした添加が「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則」に従った栄養学的な考察に基づいている場合にのみ可能である。このような表示は、関係当局が定める法律に従わなければならない。
- (ii) ある栄養素の低減又は除去により、特別な栄養学的特質を有しているという表

示は、栄養学的考察に基づき、関係当局が定める法律に従わなければならない。

- (iii) 「自然の (natural)」、「純粋な (pure)」、「新鮮な (fresh)」、「自家製 (home made)」、「有機栽培 (organically grown)」及び「生物学的栽培 (biologically grown)」のような用語は、その使用に際して、当該食品が販売される国の慣行に従わなければならない。これらの用語の使用は、3に規定された禁止事項と整合性が取れていなければならない。
- (iv) ある食品が宗教又は儀式に関する関係当局が求める要件に合致するものである場合、宗教又は儀式に則った食品の調整（例えば、「ハラール」や「コーシャー」）についての強調表示を行うことができる。
- (v) ある食品が特別な性質を有するという強調表示を、全ての同様な食品が当該性質を有する場合に行うのは、この事実が当該強調表示において明らかにされている場合のみ可能である。
- (vi) 食品に特定の物質が含まれていないこと又は添加されていないことを強調する強調表示は、当該強調表示が誤認させることのないものであり、当該物質が以下の全てに該当する場合に、用いることができる。
 - (a) コーデックス規格又はガイドラインにおいて特別な要件の対象となっていないこと
 - (b) 通常、当該食品中に存在すると消費者が予期していること
 - (c) 同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されていないこと
 - (d) 当該食品中の存在、又は当該食品への添加が認められていること
- (vii) 一つ以上の栄養素が含まれていないこと又は添加されていないことを明らかにする強調表示は、栄養強調表示と見なされるとともに、当該強調表示には、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」に従い、栄養表示を伴うことが義務となる。

食品検査・認証制度における道具の一つとしてのトレーサ
ビリティ/プロダクトトレーシングに関する原則

CAC/GL 60-2006

FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS
WORLD HEALTH ORGANIZATION



Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
and the World Health Organization
by the
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 2006 (English edition)
© Government of Japan, 2008 (Japanese edition)

食品検査・認証制度における道具の一つとしてのトレーサビリティ/プロダクトトレーシングに関する原則

CAC/GL 60-2006

第1章 範囲

1 この文書は、権限のある当局が、自国の食品検査・認証制度の中でトレーサビリティ/プロダクトトレーシングを道具の一つとして活用する際の助けとなる一連の原則について述べている。この文書は、コーデックスの全ての関連文書及び国際植物防疫条約 (IPPC) や国際獣疫事務局(OIE)により採択された文書と適宜併せて参照すべきである。

2 コーデックス委員会の2つの使命を考慮すれば、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品由来の危害要因と欺瞞的商業行為からの消費者保護及び正確な製品情報に基づく貿易の促進に寄与するために¹、食品検査・認証制度において、適切な時及び場合に、利用できる道具の一つである。

第2章 定義

検査とは²：要件に適合していることを証明するために行う、食品自体又は食品、原材料、加工及び流通の管理システムの審査のことで、製造段階の製品及び最終製品の試験を含む。

認証とは²：公的認証機関及び公的に認められた機関が、食品又は食品管理システムが要件に適合していることを、書面又は書面と同等の手段により保証するための手続きを指す。食品の認証は、必要に応じて、継続的なオンライン検査、品質保証システムの監査及び最終製品の審査を含む一連の検査活動に基づいて行われる。

同等性とは³：異なる検査・認証システムが同じ目的を達成できることを指す。

トレーサビリティ/プロダクトトレーシングとは⁴：生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できることを指す。

第3章 原則

3 本原則は、食品検査・認証制度において、権限のある当局により用いられる道具の一つであるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの位置づけ、基本要件、設計及び適用を対象とする。

位置づけ

¹ 食品輸出入検査・認証に関する原則 (CAC/GL 20-1995) パラグラフ 5

² 食品輸出入検査・認証に関する原則 (CAC/GL 20-1995)

³ 食品輸出入検査・認証制度の設計、計画、運用、評価及び認定に関するガイドライン (CAC/GL 26-1997)

⁴ コーデックス手続きマニュアル

4 上記のトレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、権限のある当局が食品検査・認証制度において利用できる多くの道具のうちの一つである。

5 輸入国は、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを用いない食品検査・認証制度が、これらを用いる食品検査・認証制度と同じ目的を達成し、同じ結果を生む場合があること（例えば、食品安全に関する場合、同じ保護水準を確保する。）を考慮すべきである⁵。

6 輸入国がトレーサビリティ/プロダクトトレーシングを用いている場合に、輸出国がそれと同じことをする（すなわち、全く同じ制度を設ける）ことを義務とすべきでない。

基本原理

7 権限のある当局がトレーサビリティ/プロダクトトレーシングを適用することにより、食品検査・認証制度における措置又は要件に関連して必要とされ得る行為の効果及び/又は効率が高められるべきである。

8 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品安全に関して適用される場合、適切な措置及び要件と組み合わせない限り、それだけでは食品安全に関する成果を高めるものではない。組み合わせられた食品安全のための措置の効果及び/又は効率を高めることに寄与することはできる⁶。

9 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査・認証制度において適用される場合、欺瞞的商業行為からの消費者保護及び正確な製品情報に基づく貿易の促進に寄与することができる⁷。

10 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを用いる場合には、どのような場合においても、食品検査・認証制度における正当性がなければならない。また、その目標、目的及び詳細が明示されなければならない。適用の対象と範囲は、示された必要性和整合したものでなければならない。

設計

11 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査・認証制度の目的に応じて、フードチェーン（生産⁸から流通まで）の全て又は特定の段階に対して適用できる。

⁵ 食品輸出入検査・認証制度に関する同等性合意の形成に関するガイドライン（CAC/GL 34-1999）及び食品検査・認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン（CAC/GL 53-2003）

⁶ 例えば、想定される食品安全の問題に関係する食品提供者や顧客の情報を提供し、対象を絞った製品の回収/撤去を可能とすることによって。

⁷ 例えば、製品が本物であることや、製品に関して提供された情報（例：原産国、有機農業、コシャールやハラールのような宗教上の関心事）の正確さに関する信頼を強固にすることによって。

⁸ トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの食品への適用に関する場合、生産は、食用となる動物、飼料、肥料、農薬、動物用医薬品、植物又は動物由来の投入物などを含むよう広義に解釈することができる。

12 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査・認証制度の目的に応じて、フードチェーン（生産から流通まで）のいかなる特定の段階においても、当該食品がどこから来て（一歩川上への遡及）、どこへ行ったのか（一歩川下への追跡）を特定できなければならない。

13 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを含む食品検査・認証制度の目的、対象及び関連する手続きは、透明性を保ち、要請に応じて輸出国の権限ある当局に提供されるべきである。

適用

14 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用に当たっては、開発途上国での実行可能性を考慮に入れるべきである。

15 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングに関して、輸入国の食品検査・認証制度の目的又は成果を、輸出国が達成できない場合には、輸入国は輸出国に対し、特に開発途上国に対し、支援することを考慮すべきである。輸入国の食品検査・認証制度の目的又は成果の達成を可能とするため、支援には、実施までの期間の延長、柔軟性のある計画、技術援助を含んでもよい。

16 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを含む食品検査・認証制度は、必要以上に貿易制限的であるべきではない。

17 食品検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用は、実用的、技術的に実行可能かつ経済的に実行可能でなければならない。

18 権限ある当局が、食品検査・認証制度において、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを適用すべきか否か、又どのように適用するかを決定する際には、食品安全に関するリスク評価の結果及び/又は起こり得る欺瞞的商業行為の特徴を考慮すべきである。

19 食品検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、個別の状況に応じ、実施されるべきである。

陸生動物衛生コード（2007）

3.5 章 動物の個体識別とトレーサビリティ

WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH

国際獣疫事務局(OIE)の全ての発刊物は、全て著作権法により保護されている。情報提供、教育若しくは営利を目的として、雑誌、文書、書籍、電子媒体及び一般向けのその他の媒体に、本書を複写、複製、翻訳、編集若しくは公表する場合は、OIE より事前に書面による許可を得ることが必要である。

本書において使用する呼称及び名称並びに資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、OIE のいかなる見解の表明を意味するものではない。

Copyright ©

2007 OIE - World Organisation for Animal Health,

12 rue de Prony 75017 Paris (France)

Tel: +33 (0)1 44 15 18 88

Fax: +33 (0)1 42 67 09 87

Email: oiie@oie.int

WWW: <http://www.oie.int>

陸生動物衛生コード（2007）

3.5 章 動物の個体識別とトレーサビリティ

付録 3.5.1

一般原則

3.5.1.1 条

- 1 動物の個体識別及び動物のトレーサビリティは、（人獣共通感染症を含む）動物の健康と食品安全の問題に対処するための道具である。これにより、疾病の発生及び食品安全に係る事件の制御、ワクチン接種計画、群の管理、地域化及びコンパートメント、サーベイランス、早期対応及び通報システム、動物移動管理、検査、認証、貿易の公正な実施並びに動物用医薬品、飼料及び農薬の農場での使用などの措置の効果を著しく高めることができる。
- 2 動物の個体識別と、動物及び動物由来製品のトレーサビリティは、密接に関連している。
- 3 動物のトレーサビリティと動物由来製品のトレーサビリティは、関連する OIE 基準及びコーデックス規格を考慮し、動物の生産及びフードチェーン全体を通じたトレーサビリティを達成するために、連携できるものとすべきである。
- 4 特定の国、地域又はコンパートメントにおける、動物の個体識別と動物のトレーサビリティの目的及び用いられるアプローチは、対処すべきリスクの評価及び下記に挙げる要因の検討に基づいて、明確に定義すべきである。これらは、実施前に、獣医当局と関連分野・関係者との間で協議を通じて定義し、さらに、定期的に見直すべきである。
- 5 多様な要因によって、動物の個体識別及び動物のトレーサビリティを実施するためのシステムが決定される。システムを設計する際には、以下の要因を考慮すべきである。リスク評価の結果、動物及び公衆衛生の状況（人獣共通感染症を含む）並びに関連するプログラム、動物集団の指標（種及び品種、数及び分布など）、生産方式、動物の移動様式、利用可能な技術、動物及び動物由来製品の貿易、費用／利益分析、その他の経済、地理的及び環境に関する配慮、文化的側面などである。
- 6 動物の個体識別と動物のトレーサビリティは、獣医当局の責任のもとに置かれるべきである。ただし、他の当局が、食品のトレーサビリティを含んだフードチェーンの他の側面についての権限を持つこともある。

- 7 獣医当局は、関連行政機関と共に、また民間部門と協議し、自国における動物の個体識別及び動物のトレーサビリティを実施及び執行するための、法的な枠組みを構築すべきである。適合性と一貫性を確保するために、関連する国際基準と義務を考慮すべきである。この法的枠組みは、目的、対象、識別と登録に用いる技術の選択を含んだ組織の構築、トレーサビリティ・システムを実施する第三者等の関係者の義務、機密性、アクセスのしやすさ、効率的な情報交換といった要素を含むべきである。
- 8 選択した動物の個体識別システム及び動物のトレーサビリティの目的に関わらず、法的枠組み、手続き、権限のある当局、施設/所有者の特定、動物の個体識別及び動物の移動状況などの一連の共通する基本的要因について、実施前に考慮されなければならない。
- 9 達成規準による同等の成果が、設計規準による同一のシステムよりも、動物の個体識別システム及び動物のトレーサビリティの比較の根拠となるべきである。

第 31 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 議題 [仮訳]
4-(2)	第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要
5-(1)	第 39 回食品衛生部会 (CCFH) 議題 [仮訳]
5-(2)	第 39 回食品衛生部会 (CCFH) 概要
6-(1)	第 29 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題 [仮訳]
6-(2)	第 29 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
7-(1)	第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題 [仮訳]
7-(2)	第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
8-(1)	第 8 回乳・乳製品部会 (CCMMP) 仮議題 [仮訳]
8-(2)	第 8 回乳・乳製品部会 (CCMMP) の主な検討議題
9-(1)	第 8 回ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) 仮議題 [仮訳]
9-(2)	第 8 回ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) の主な検討議題
10-(1)	第 29 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 仮議題 [仮訳]
10-(2)	第 29 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) の主な検討議題
11	第 1 回急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会 (TFQFF) の主な検討議題
参考資料	日本語版コーデックス規格について